

行田市農業委員会告示第11号

次のとおり生産緑地の買取り希望者の受付をする。

令和8年9月10日

行田市農業委員会会長 藤間光治



1 生産緑地の所在、地目、面積

・太井第18号生産緑地地区【4,990㎡】

- (1) 行田市門井町1丁目4-1、田、96㎡
- (2) 行田市門井町1丁目4-2、田、264㎡
- (3) 行田市門井町1丁目4-6、田、386㎡
- (4) 行田市門井町1丁目4-7、田、391㎡
- (5) 行田市門井町1丁目4-13、田、409㎡
- (6) 行田市門井町1丁目4-14、田、103㎡
- (7) 行田市門井町1丁目4-15、田、16㎡
- (8) 行田市門井町1丁目4-16、田、22㎡
- (9) 行田市門井町1丁目4-17、田、36㎡
- (10) 行田市門井町1丁目4-19、田、59㎡
- (11) 行田市門井町1丁目4-20、田、44㎡
- (12) 行田市門井町1丁目5-1、田、240㎡
- (13) 行田市門井町1丁目5-2、畑、153㎡
- (14) 行田市門井町1丁目5-3、畑、53㎡

2 買取り希望者の受付期間

令和8年9月10日から令和8年10月2日まで

3 買取り希望者の資格要件

農地法第3条の規定に基づく許可が得られる者